

青森県報

号外第四十五号

令和七年
四月十八日
(金曜日)

目 次

公 告

○河川整備基本方針の変更の公表……………(河川砂防課) ……一

公 告

河川整備基本方針の変更の公表

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により定めた二級河川中村川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和七年四月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

中村川水系河川整備基本方針

令和7年3月

青 森 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 中村川流域の現状	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	3
2. 河川整備の基本となるべき事項	5
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	5
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	5
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	6

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 中村川流域の現状

中村川は青森県の西部に位置し、その源を四兵衛森（標高641.7m）に発して、山間部を蛇行しながら流下し、松代地先にて人里に出て、川沿いに広がる水田地帯を蛇行を繰り返して北流を続け、間木地先にて右支川徳明川を合わせ、日本海に注ぐ流域面積149.0km²、幹川流路延長44.9kmの二級河川である。

流域の気象は、年間降水量約1,500mm、年平均気温は9.3℃である。

流域の地質は、東北日本のグリーンスタフ地域に含まれ、基盤岩は新第三紀中新世の火山砕屑岩や堆積岩類からなり、これらを覆って第四紀更新世以降の岩木火山を起源とする火山噴出物および段丘堆積物、崖錐堆積物などが分布している。流域の基盤岩は、上流部には安山岩火山礫凝灰岩、軽石凝灰岩、凝灰角礫岩などから構成される田野沢層、中流部には薄板状珪質泥岩から構成される大童子層、軽石凝灰岩の薄層を挟む塊状一厚板状粗粒シルト岩から構成される赤石層、下流部には珪質土質の塊状シルト岩で構成される舞戸層が分布している。

中村川の河川形状は、上流部の松代地区で川幅が20～30m程度、河床勾配が約1/50とかなり急で砂防指定地ともなっている。中流部は川幅が35～40m程度、河床勾配が約1/300とやや緩くなり、穏やかな流れとなっている。市街地となっている下流部は川幅40～50m程度、河床勾配は1/900と緩やかで感潮区間となっている。

沿川の土地は、河口付近から約1kmの区間は両岸に人家が密集しており、その上流部は耕地が広がり穀倉地帯となっている。

中村川の治水事業は、下流部を中心に浸水面積420ha、浸水戸数300戸の被害を受けた昭和33年8月洪水及び昭和35年8月洪水、昭和36年4月の融雪豪雨出水等の度重なる洪水被害を契機に本格的に始まり、昭和36年から昭和41年にかけて市街地がある河口部の6.3km区間が整備された。その後も、昭和42年9月、昭和47年7月、昭和50年7月、昭和55年4月と度重なる洪水被害を受け、中流部の改修が行われている。また、鰐ヶ沢町の市街地の拡大に伴い、河口から2.7kmを計画区間として昭和56年度から再改修に着手し、平成9年度までに鉄道橋上流1.8km区間の暫定改修を終えたものの、融雪出水時等には毎年のように洪水被害が懸念されるなど、中村川の治水安全度は依然として極めて低い状況となっていることから、資産が集中する河口から1.4kmの区間について、平成19年度から築堤、掘削、護岸等による河川改修を実施している。

加えて、「水防災意識社会」の再構築を目的に、中村川水系を含む青森県西北圏域の二級河川を対象とした「西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成29年5月に設立し、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えの下、国・県・市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、「水防災意識再構築プロジェクト」の取組を計画的に推進している。

さらに、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、「西北圏域流域治水協議会」を設立し、令和3年4月に「西北圏域流域治水プロジェクト」を策定・公表し、

流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト一体となった対策に多層的に取り組むこととした。

このような中、令和4年8月の大雨により、中村川では計画規模を上回る洪水が発生し、内外水一体型の氾濫により、鰐ヶ沢町市街地では、浸水被害40ha、浸水家屋367戸もの甚大な浸水被害が発生したことから、同年11月に流域関係者で構成する「中村川流域治水緊急対策推進会議」を設立し、「流域治水」の考えの下、概ね10年間で緊急的に取り組む具体的な目標・対策メニューを設定し、流域内のあらゆる関係者が総力戦により、再度災害の防止・軽減に努めている。

中村川の水は古くから利用されており、農薬用水として30ヶ所の取水堰から約430haの農地に普通期で約1.38 m^3/s 、水道用水として約0.002 m^3/s 、さらに発電用水として最大5.70 m^3/s の利用がある。

中村川の上流部は東側が津軽国定公園、岩木高原県立自然公園区域で、植生は主として世界遺産の白神山地从続くブナ林からなり、そこには、ニホンザル、ニホンカモシカを始めとする哺乳類や、山間部に生息するヤマセミ等の多種多様な動植物が生息・生育している。また、緑豊かな自然の中で瀬、淵、滝など多様な姿を見せる川には、清流を好むエゾイワナ、ヤマメを始めとする多くの魚が生息している。

中流部は、低地部を蛇行しながら流れる川沿いに水田が広がり、段丘上には集落が散在し、それらが一体となって長閑な里山の景観を呈している。河畔はヤナギやヨシなどに覆われ、ウグイ、カジカ類等の魚類やキセキレイ、カワガラスを始めとする多種多様な動植物が生息・生育している。

河岸に人家が密集する下流部は、単調で川幅が広がり、穏やかな流れにはササなど水鳥が生息し、ウグイ、ウキエビなどの魚類も多く、子供たちの魚釣りとともに春の風物詩であるシロウオ漁も行われている。

河川の水質については、「生活環境の保全に関する環境基準」でA類型に指定されており、現状の水質は中村橋地点においてBOD75%値が2mg/L以下と良好な水質が維持されている。

このように中村川は、上流域では豊かな自然環境を、中流域では貴重な耕地と原風景を保った里山を形成し、さらに下流域では、JR 鰐ヶ沢駅、国道101号、鰐ヶ沢漁港等が集中する鰐ヶ沢町の社会・経済の中心として、地域住民と親密な係わりをもっている。これらのことから、洪水から流域住民の生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、動植物の多様な生息・生育環境を保全し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を形成する「環境」のバランスのとれた、安全で魅力ある川づくりが望まれている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

中村川の河川整備は、特に鰐ヶ沢町民の生活基盤を形成している流域について、治水安全度を早急に向上させる「安心して暮らせる川づくり」が重要であるとともに、里山から河口へと続く水と緑の空間の中で織りなされてきた、人と自然との営みを守り続けるために「うるおいと安らぎの川づくり」、「豊かな水、恵みの川づくり」を基本としつつ、自然環境に配慮した河川整備を進めていかなければならない。

そのため、中村川における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、水害発生時の現状、河川の利用の現状並びに河川環境の保全を考慮し、また、鰐ヶ沢町の長期総合計画等諸計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとする。

中村川沿川の災害発生時の防止又は洪水被害の軽減に関しては、概ね30年に1回程度の確率により発生する規模の洪水について、安全な流下を図るものとする。さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、できる限り被害の軽減を図るため、ハード対策と水害リスク情報の提供などのソフト対策を一体的に推進する。また、気候変動による水害リスクの増大に備え、流域全体のあらゆる関係者と協働し「流域治水」を推進する。

河川津波対策にあたっては、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、流域内の関係者が津波防災地域づくり等と一体となって減災対策を実施するとともに、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「施設計画上の津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施し被害の軽減に努める。

河川水の利用に関しては、既得のかんがい用水を確保するとともに、動植物の生息・生育環境の保全等、流水の正常な機能の維持に必要な流量を確保するよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、管理区間の上流端から滝瀬堰堤までの上流域は、自然豊かな山間部を貫流する渓流区間となっている。ウグイ、エゾイワナ、ヤマメ等が生息・繁殖する瀬・淵環境、ムカシトンボや絶滅危惧種のヤマセミ等が生息・繁殖する渓流環境やサワグルミ等の河畔林の保全を図るとともに、周辺の樹林に生息するクマタカ等の猛禽類の生息環境の保全を図る。

滝瀬堰堤から滝瀬発電所までの中流域（減水区間）は、連続する瀬・淵が形成されている渓流区間であり、ウグイ、アユ、サケ、ヤマメ等の回遊魚が支障なく移動できるような縦断的な連続性の確保を図るとともに、絶滅危惧種のヤマセミ等が生息・繁殖する良好な渓流環境や、サワグルミやヤマギ等の河畔林の保全を図る。

滝瀬発電所から感潮区間の終点（新中村橋付近）までの中流域は、田園地帯をゆつたりと流下する区間であり、ウグイ、アユ、サケ、ヤマメ、カジカ類等の回遊魚が支障なく移動できるような縦断的な連続性の確保やアユの産卵環境の保全を図るとともに、カワガラスやキセキレイ等が生息する渓流環境や、ソルヨシ等が点在する水際環境の保全

を図る。

新中村橋付近から河口までの下流域は、市街地を抜けて日本海に注ぎ込む、感潮区間となっている。人工護岸による単調な河川環境であるが、シロウオの遡上や産卵が確認されている他、サケの遡上も確認されており、これらの種の生息及び産卵環境の保全を図るとともに、地域住民が水辺に親しめるような空間を確保する。

また、中村川のもつ原風景と美しい河川景観を保全する。

河川の維持管理に関しては、洪水調節施設、堤防及び護岸等の河川管理施設の機能を發揮できるよう維持管理を行う。また、地域の人々にとって最も身近な親水空間である中村川を守り育てていくために、河川愛護の浸透並びに住民参加による河川清掃などの河川管理を推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

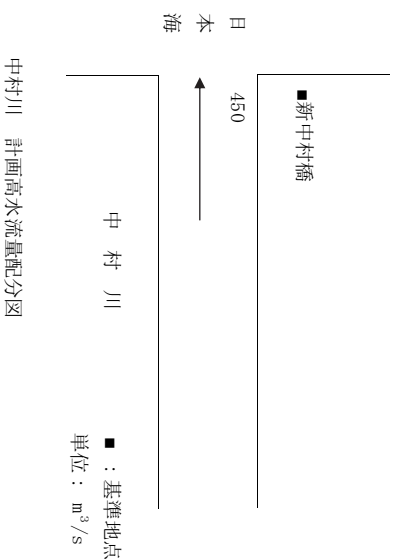
基本高水は、流域の状況及び県内他河川の計画規模とのバランスを総合的に考慮して、30年に1回程度の確率で発生する規模の洪水とする。

中村川の基本高水のピーク流量は、昭和33年8月洪水、昭和35年8月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点新中村橋において800 m^3/s とし、このうち洪水調節施設により350 m^3/s を調節して、河道への配分流量を450 m^3/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位： m^3/s)			
河 川 名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量
中村川	新中村橋	800	350
			河道への配分流量
			450

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

中村川における計画高水流量は、河口付近の新中村橋地点において450 m^3/s とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位、川幅一覧表				
河 川 名	地点名	河口からの距離 (k m)	計画高水位 T. P. (m)	川 幅 (m)
中村川	新中村橋	1. 2	+3. 22	50

(注) T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

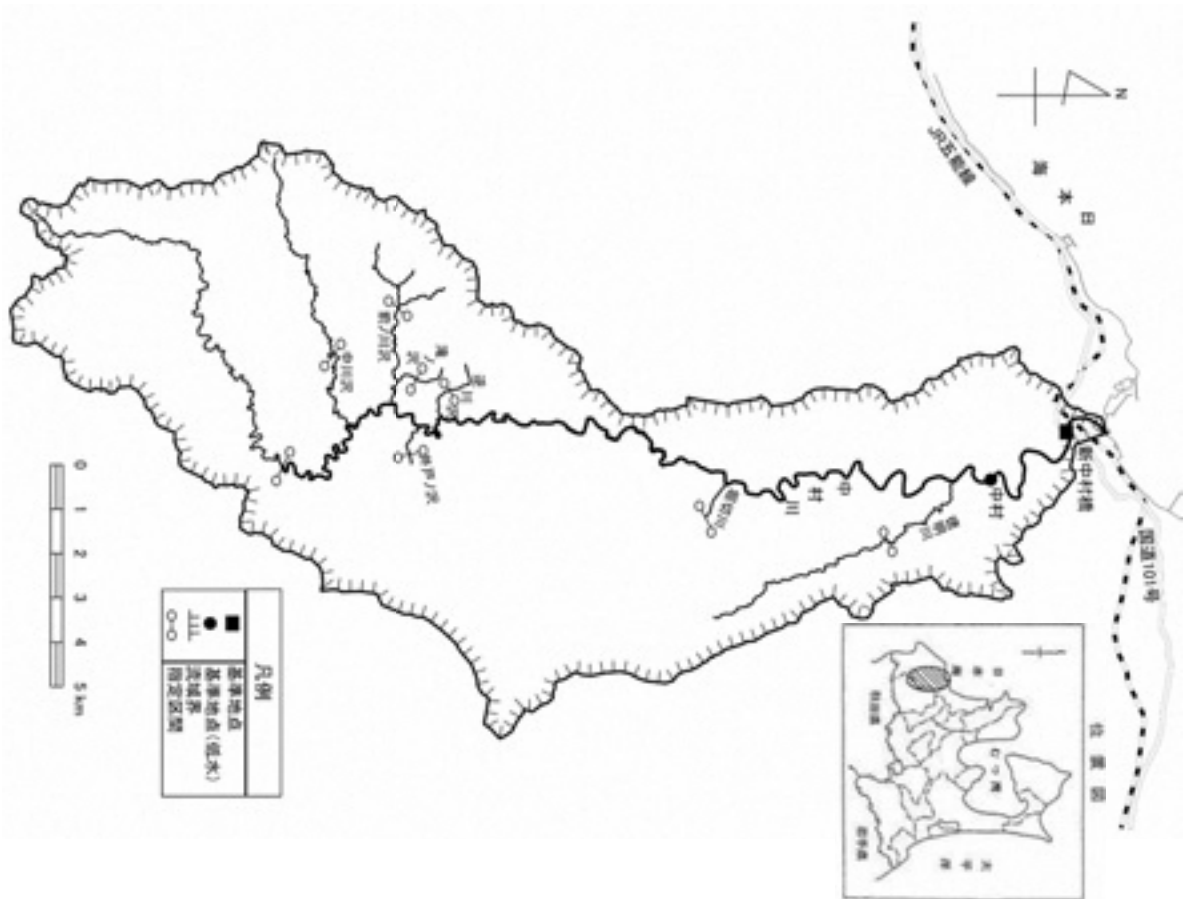
中村川本川における既得水利としては、かんがい面積約 289ha、取水量約 0. 94 m³/s の農業水利と、発電用水として最大 5. 70 m³/s の許可水利がある。

これに対して、中村地点における過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）の平均濁水流量は 1. 52 m³/s、平均低流量は 3. 35 m³/s である。

中村地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護等を考慮して、概ね 0. 90 m³/s とする。

なお、当該水量は中村地点下流の水利使用の変更に伴い増減するものである。

(参考図) 中村川水系図



(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭